

別 紙

昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2－2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

（注）アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係 第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の 4 ・ 第42条の 4 の 2 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係 第 1 款 試験研究の範囲 第 2 款 試験研究費の額 第 3 款 中小企業者 第 4 款 その他 第42条の 6 ～第47条《共通事項》関係 第42条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係 第42条の10《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の11《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係 第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の 4 ・ 第42条の 4 の 2 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係 第 1 款 試験研究の範囲 第 2 款 試験研究費の額 第 3 款 中小企業者 第 4 款 その他 第42条の 6 ～第47条《共通事項》関係 第42条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係 第42条の10《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 第42条の11《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
第42条の11の2《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の11の2《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の12《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の12《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の12の2《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係	第42条の12の2《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》関係
第42条の12の4《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の12の4《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
第42条の12の5《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係	第42条の12の5《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係
第42条の12の6《生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係	第42条の12の6《生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
<u>第42条の12の7《特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</u>	
第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係	第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係
第43条《特定船舶の特別償却》関係	第43条《特定船舶の特別償却》関係
第43条の2《被災代替資産等の特別償却》関係	第43条の2《被災代替資産等の特別償却》関係
第44条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係	第44条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係
第44条の2《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係	第44条の2《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係
第44条の3《共同利用施設の特別償却》関係	第44条の3《共同利用施設の特別償却》関係
第44条の4《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係	第44条の4《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係
第44条の5《生産方式革新事業活動用資産等の特別償却》関係	第44条の5《生産方式革新事業活動用資産等の特別償却》関係
第44条の6《再資源化事業等高度化設備の特別償却》関係	第44条の6《再資源化事業等高度化設備の特別償却》関係
第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係	第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係
第45条の2《医療用機器等の特別償却》関係	第45条の2《医療用機器等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
第46条《輸出事業用資産の割増償却》関係 第47条《特定都市再生建築物の割増償却》関係 第52条の3《準備金方式による特別償却》関係 第2章 準備金等 第55条～第57条の8《共通事項》関係 第55条《海外投資等損失準備金》関係 第56条《中小企業事業再編投資損失準備金》関係 第57条の4《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係 第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係 第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第57条の7《関西国際空港用地整備準備金》関係 第57条の7の2《中部国際空港整備準備金》関係 第57条の8《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第57条の9《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係 第3章 削 除 第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係 第4章の2 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例 第59条の3《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》関係 第1款 特殊の関係 第2款 研究開発費の額	第46条《輸出事業用資産の割増償却》関係 第47条《特定都市再生建築物の割増償却》関係 第52条の3《準備金方式による特別償却》関係 第2章 準備金等 第55条～第57条の8《共通事項》関係 第55条《海外投資等損失準備金》関係 第56条《中小企業事業再編投資損失準備金》関係 第57条の4《特定原子力施設炉心等除去準備金》関係 第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係 第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係 第57条の7《関西国際空港用地整備準備金》関係 第57条の7の2《中部国際空港整備準備金》関係 第57条の8《特定船舶に係る特別修繕準備金》関係 第57条の9《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係 第3章 削 除 第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係 第4章の2 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例 第59条の3《特許権等の譲渡等による所得の課税の特例》関係 第1款 特殊の関係 第2款 研究開発費の額

改 正 後	改 正 前
第3款 特許権譲渡等取引に係る所得の金額 第4款 独立企業間価格 第5款 その他 第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条《沖縄の認定法人の課税の特例》関係 第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》関係 第6章 削 除 第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2《農業経営基盤強化準備金》関係 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係 第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算 第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額	第3款 特許権譲渡等取引に係る所得の金額 第4款 独立企業間価格 第5款 その他 第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条《沖縄の認定法人の課税の特例》関係 第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条《国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例》関係 第6章 削 除 第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2《農業経営基盤強化準備金》関係 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係 第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算 第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額

改 正 後	改 正 前
第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他 第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例 第64条～第66条《共通事項》関係 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係 第1款 収用等の範囲 第2款 補償金の範囲等 第3款 圧縮記帳等の計算 第4款 収用証明書等 第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係 第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控	第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他 第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例 第64条～第66条《共通事項》関係 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係 第1款 収用等の範囲 第2款 補償金の範囲等 第3款 圧縮記帳等の計算 第4款 収用証明書等 第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係 第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係 第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控

改 正 後	改 正 前
除）関係 第65条の5の2《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係 第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他 第65条の6《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他 第66条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係 第66条の2《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》関係 第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等 第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係 第1款 特殊の関係 第2款 独立企業間価格の算定方法の選定 第3款 比較対象取引 第4款 独立企業間価格の算定 第5款 利益分割法の適用 第6款 取引単位営業利益法の適用 第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用	除）関係 第65条の5の2《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係 第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他 第65条の6《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他 第66条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係 第66条の2《株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例》関係 第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等 第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係 第1款 特殊の関係 第2款 独立企業間価格の算定方法の選定 第3款 比較対象取引 第4款 独立企業間価格の算定 第5款 利益分割法の適用 第6款 取引単位営業利益法の適用 第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用

改 正 後	改 正 前
第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用 第10款 申告調整等 第11款 国外移転所得金額の取扱い等 第12款 その他 第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例 第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係 第1款 独立企業間価格の算定方法の選定 第2款 比較対象取引 第3款 独立企業間価格の算定 第4款 利益分割法の適用 第5款 取引単位営業利益法の適用 第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用 第9款 申告調整等 第10款 国外移転所得金額の取扱い等 第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第66条の4の4《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係 第12章 支払利子等に係る課税の特例 第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係	第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用 第10款 申告調整等 第11款 国外移転所得金額の取扱い等 第12款 その他 第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例 第66条の4の3《外国法人の内部取引に係る課税の特例》関係 第1款 独立企業間価格の算定方法の選定 第2款 比較対象取引 第3款 独立企業間価格の算定 第4款 利益分割法の適用 第5款 取引単位営業利益法の適用 第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用 第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立企業間価格の算定方法の適用 第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用 第9款 申告調整等 第10款 国外移転所得金額の取扱い等 第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供 第66条の4の4《特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供》関係 第12章 支払利子等に係る課税の特例 第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
第66条の5の2及び第66条の5の3《対象純支払利子等に係る課税の特例》関係	第66条の5の2及び第66条の5の3《対象純支払利子等に係る課税の特例》関係
第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例	第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例
第66条の6～第66条の9《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係	第66条の6～第66条の9《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》関係
第66条の9の2～第66条の9の5《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係	第66条の9の2～第66条の9の5《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》関係
第14章 その他の特例	第14章 その他の特例
第66条の10《技術研究組合の所得の計算の特例》関係	第66条の10《技術研究組合の所得の計算の特例》関係
第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係	第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係
第66条の11の2《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例》関係	第66条の11の2《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例》関係
第66条の13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例》関係	第66条の13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例》関係
第67条《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係	第67条《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係
第67条の3《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係	第67条の3《農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係
第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係	第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係
第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係	第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係
第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係	第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係
第67条の12《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係	第67条の12《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係
第67条の18《国外所得金額の計算の特例》関係	第67条の18《国外所得金額の計算の特例》関係

改 正 後	改 正 前
第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 第68条の2《認定株式分配に係る課税の特例》関係 第68条の2の2《適格合併等の範囲等に関する特例》関係 第1款 合併法人等 第2款 特定軽課税外国法人等	第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係 第68条の2《認定株式分配に係る課税の特例》関係 第68条の2の2《適格合併等の範囲等に関する特例》関係 第1款 合併法人等 第2款 特定軽課税外国法人等

二 第42条の6～第47条《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
（特別償却対象資産の特別償却の計算） 42の6～47(共)－1 措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の12第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項、<u>第42条の12の7第1項</u>及び第43条から第47条までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。 （特別償却等の適用を受けたものの意義） 42の6～47(共)－2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の12第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項、<u>第42条の12の7第1項</u>及び第43条から第47条までの規定による特別償却等に係る償却を実	（特別償却対象資産の特別償却の計算） 42の6～47(共)－1 措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の12第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項及び第43条から第47条までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。 （特別償却等の適用を受けたものの意義） 42の6～47(共)－2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、第42条の12第1項、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項及び第43条から第47条までの規定による特別償却等に係る償却を実施していない場合におい

改 正 後	改 正 前
施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額若しくは同条第4項に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。 (適格合併等があった場合の特別償却等の適用) 42の6～47(共)－3 措置法第42条の6、第42条の10から第42条の12まで、第42条の12の4、第42条の12の6、<u>第42条の12の7</u>及び第43条から第47条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。 ㉮1 例えば、中小企業者等（措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。 (1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。	ても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額若しくは同条第4項に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。 (適格合併等があった場合の特別償却等の適用) 42の6～47(共)－3 措置法第42条の6、第42条の10から第42条の12まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から第47条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。 ㉮1 例えば、中小企業者等（措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。 (1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。

改 正 後	改 正 前
(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。 2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第1項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第4項の規定の適用を受けることができることに留意する。 措置法第52条の3第3項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。 （国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額） 42の6～47(共)－3の2 措置法第42条の6第2項、第42条の9第1項、第42条の10第2項、第42条の11第2項、第42条の11の2第2項、第42条の12第2項、第42条の12の4第2項、<u>第42条の12の6第2項又は第42条の12の7第2項</u>に規定する税額控除限度額（以下「税額控除限度額」という。）の計算の基礎となる措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の12第1項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等、<u>措置法第42条の12の6第1項に規定する生産工程効率化等設備又は措置法第42条の12の7第1項に規定する特定機械装置等</u>（以下「税額控除対象機械装置等」とい	(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。 2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第1項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第4項の規定の適用を受けることができることに留意する。 措置法第52条の3第3項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。 （国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額） 42の6～47(共)－3の2 措置法第42条の6第2項、第42条の9第1項、第42条の10第2項、第42条の11第2項、第42条の11の2第2項、第42条の12第2項、第42条の12の4第2項<u>又は第42条の12の6第2項</u>に規定する税額控除限度額（以下「税額控除限度額」という。）の計算の基礎となる措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第42条の12第1項に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等<u>又は措置法第42条の12の6第1項に規定する生産工程効率化等設備</u>（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

改 正 後	改 正 前
う。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。 (1) 法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額 (2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第54条第3項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額 ㊦ 1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第42条第1項に規定する国庫補助金等若しくは法第45条第1項の金銭の交付を受け、法第46条第1項の賦課に基づいて納付され、又は法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。 2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に定める金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、令第54条第3項の規定により	(1) 法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）において法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額 (2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第54条第3項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額 ㊦ 1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第42条第1項に規定する国庫補助金等若しくは法第45条第1項の金銭の交付を受け、法第46条第1項の賦課に基づいて納付され、又は法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。 2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に定める金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、令第54条第3項の規定により

改 正 後	改 正 前
同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。 (被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額) 42の6～47(共)－4 繰越税額控除限度超過額(措置法第42条の6第4項、第42条の9第3項、第42条の12の4第4項、<u>第42条の12の6第5項若しくは第8項又は第42条の12の7第4項</u>に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。)を有している法人が、当該法人を被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。)とする合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。)を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度超過額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。	同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。 (被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額) 42の6～47(共)－4 繰越税額控除限度超過額(措置法第42条の6第4項、第42条の9第3項、第42条の12の4第4項<u>又は第42条の12の6第5項若しくは第8項</u>に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。)を有している法人が、当該法人を被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。)とする合併等(合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。)を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度超過額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。

三 第42条の12の7《特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
第42条の12の7《特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 <u>(生産等設備の範囲)</u> 42の12の7－1 措置法第42条の12の7第1項に規定する生産等設備(以下「生産等設備」という。)とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のよう、その法人が行う生	(新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u> <u>(注) 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。</u> <u>(取得価額の判定単位)</u> <u>42の12の7-2 措置法令第27条の12の7第2項第1号又は第2号に掲げる機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u> <u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</u> <u>42の12の7-3 措置法令第27条の12の7第2項第1号から第5号までに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上、1,000万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき（42の6～47(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の12の7第2</u>	(新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>項第1号から第5号までに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物又はソフトウェア」と読み替えた場合における42の6～47(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の6～47(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、42の6～47(共)－3の2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。 <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u> <u>42の12の7－4 法人が、その取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等(措置法第42条の12の7第1項に規定する特定機械装置等をいう。以下同じ。)を委託先に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</u> <u>(中小企業者であるかどうかの判定の時期等)</u> <u>42の12の7－5 措置法第42条の12の7第8項の規定の適用に当たっては、42の13－2から42の13－10までの取扱いを準用する。</u>	(新 設) (新 設)

四 第64条～第65条の2(収用等の場合の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用) 64(3)－18 収用等のあった日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第42条の6、第42条の9から第42条の12まで、第42条の12の4、第42条の12の6、<u>第42条の12の7</u>及び第43条から第47条までの規	(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用) 64(3)－18 収用等のあった日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第42条の6、第42条の9から第42条の12まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から第47条までの規定並びにこれらの規

改 正 後	改 正 前
定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 64 条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。	定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 64 条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。

五 第 65 条の 7 ～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等） 65の7(3)－12 法人が買換資産につき措置法第65条の 7 第 4 項又は第12項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度においては、当該買換資産について措置法第42条の 6、第42条の 9 から第42条の12まで、第42条の12の 4、第42条の12の 6、<u>第42条の12の 7</u> 及び第43条から第47条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の 2 及び第52条の 3 の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。 (1) これらの条に規定する取得の日は、当該資産の措置法第65条の 7 第 1 項又は第 9 項に規定する取得の日による。 (2) 措置法第45条第 3 項及び第46条から第47条までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。 ㊦ 1 措置法第42条の 6 第 1 項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）につき措置法第65条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から	（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等） 65の7(3)－12 法人が買換資産につき措置法第65条の 7 第 4 項又は第12項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度においては、当該買換資産について措置法第42条の 6、第42条の 9 から第42条の12まで、第42条の12の 4、第42条の12の 6 及び第43条から第47条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の 2 及び第52条の 3 の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。 (1) これらの条に規定する取得の日は、当該資産の措置法第65条の 7 第 1 項又は第 9 項に規定する取得の日による。 (2) 措置法第45条第 3 項及び第46条から第47条までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。 ㊦ 1 措置法第42条の 6 第 1 項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）につき措置法第65条の 7 第 1 項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から

改 正 後	改 正 前
1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後においても当該特定機械装置等について措置法第42条の6の規定の適用を受けることはできない。しかし、特定機械装置等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第65条の7第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該特定機械装置等を当該法人の事業の用に供した日（措置法第42条の6第1項に規定する指定期間内の日に限る。）を含む事業年度において措置法第42条の6の規定の適用を受けることができる。 適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の適用を受ける場合も同様とする。 2 措置法第45条第3項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため同項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第45条第3項の規定の適用を受けることができる。 適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受	1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後においても当該特定機械装置等について措置法第42条の6の規定の適用を受けることはできない。しかし、特定機械装置等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第65条の7第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該特定機械装置等を当該法人の事業の用に供した日（措置法第42条の6第1項に規定する指定期間内の日に限る。）を含む事業年度において措置法第42条の6の規定の適用を受けることができる。 適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の適用を受ける場合も同様とする。 2 措置法第45条第3項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため同項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第45条第3項の規定の適用を受けることができる。 適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受

改 正 後	改 正 前
けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の規定の適用を受ける場合も同様とする。 (特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用) 65の7(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第42条の6、第42条の9から第42条の12まで、第42条の12の4、第42条の12の6、<u>第42条の12の7</u>及び第43条から第47条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第65条の7第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであっても、同条第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定の適用がないことに留意する。	けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の規定の適用を受ける場合も同様とする。 (特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用) 65 の 7(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の6、第 42 条の9から第 42 条の 12 まで、第 42 条の 12 の4、第 42 条の 12 の6及び第 43 条から第 47 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の3の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 65 条の7第3項(同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであっても、同条第3項(同条第 10 項において準用する場合を含む。)の規定の適用がないことに留意する。